

各部（局）長 殿

市長 阿部裕行

令和2年度予算編成方針（通達）

令和2年度は、今年度スタートした第五次多摩市総合計画第3期基本計画の2年目である。「健幸まちづくりのさらなる推進」を基盤となる考え方に置き、3つの重点課題である「超高齢社会への挑戦」「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」の解決に向けて歩みを進めていかなければならない。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や市制施行50周年記念事業の実施準備、パルテノン多摩改修工事等を着実に進める重要な年度となる。

あらためて、職員一人ひとりが課題と役割を認識したうえで、全職員が一丸となって、全庁の総力を挙げた新年度予算編成に取り組まなければならない。

については、令和2年度予算編成方針を以下のとおり定めるので、本通達に基づき予算を編成されたい。

〔国及び東京都の状況〕

我が国の経済動向は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされている。

国は、令和2年度予算について、『経済財政運営と改革の基本方針2019』で示された『新経済・財政再生計画』の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としている。

東京都は、令和2年度予算を「東京2020大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算」として、大会を確実な成功へ導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取り組みを積極果敢に進めること、都政改革を更に進め財政基盤をより強固なものとするを基本として編成することとしている。

〔本市の財政状況〕

平成30年度決算において、歳入の大きな柱である市税では、固定資産税・都市計画税が評価替えの影響により減収となったものの、法人市民税が一部企業の業績動向により増収、個人市民税が新築マンションへの転入者の増加等により増収となるなど、前年

度に比べ増加した。しかし、清算基準見直しによる地方消費税交付金の大幅な減収、景気動向による税連動交付金の減などにより、一般財源ベースでは前年度に比べ減少した。

一方歳出では、総額は減少したものの、学童クラブの新設に伴う委託料の増加や高齢化の進行に伴う繰出金の増加などにより、経常経費は増加した。

市債残高が減少、基金残高が増加したほか、決算に係る指標数値は引き続き良好であったが、経常収支比率は前年度比1.3ポイント増加し、90.3%となった。

今後については、中長期的には人口減少が見込まれることに加え、高齢化の進行等により一人当たりの納税額が減少することが想定されるなど、先行きを厳しく見据える必要がある。引き続き増加する社会保障関係経費や公共施設・都市基盤の老朽化対応など、財政負担が増大することを全庁で共有し、近年続いている経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかなければならない。

また、普通交付税の不交付団体である本市は、昨年度に実施された、清算基準の見直しなど、国の制度改正による影響を受けやすい面があることから、税制改正や社会保障制度などの動きについては、本市への影響を十分見極めるとともに、国や都をはじめとする関係機関に対し、適時適切な働きかけを実施していかなければならない。

〔令和2年度予算編成の基本的な考え方〕

令和2年度は、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の2年目の年となる。「健幸まちづくりのさらなる推進」を基盤とした具体的な取り組みを進め、本市の持つ課題を解決していかなければならない。また、近年多発する豪雨などによる風水害や今後発生が予想される大規模地震にも備えた安全で安心なまちづくりの推進、ニュータウン再生の着実な進捗、地球温暖化対策など、ハード・ソフト両面での取り組みも継続して行う必要がある。さらに、本市が持つ様々な魅力を効果的に発信するシティセールスの取り組みも引き続き積極的に展開していかなくてはならない。

その一方で、消費税率の改定が与える景気への影響、それに伴う市税や各種交付金の動向など、本市の歳入への影響が不透明な要素もあるほか、会計年度任用職員の制度開始による歳出の増など、予算編成においては引き続き厳しい状況にある。

このような状況の下、市民生活のセーフティーネットなど行政としての基礎的な役割を確実に果たしつつも、行財政改革の推進による事務事業の大胆な見直しや効率的な行財政運営を行うことで、健全な財政基盤を堅持することが求められる。

これらを踏まえ、以下を基本的な考え方として新年度予算編成に取り組むものとする。

1 健幸まちづくりのさらなる推進

第五次多摩市総合計画第3期基本計画の「基盤となる考え方」である、「健幸まちづくりのさらなる推進」の具体的な取り組みを進め、3つの重点課題である『超高齢社会への挑戦』、『若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり』、『市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり』の解決に向けて各部署が主体的に健幸まちづくりに取り組み、かつ、部署横断的な連携を行うこと。

2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取り組みの推進

東京2020オリンピック競技大会において、本市は都内最長11.8kmの自転車競技ロードレースのコースとなっている。オリンピック競技に直接関わる貴重な機会となるため、競技開催の確実な成功に向けた準備を進めるとともに、パラリンピックも含めて、市民との連携による気運醸成など全市を挙げた取り組みを推進すること。また、令和2年度には「(仮称)多摩市障がい者差別解消条例」を制定する予定であることを踏まえつつ、大会を契機としたレガシー創出に向けて、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針」に示す3つの重点目標「まちの魅力発信」「共生社会の推進」「国際交流の推進」のもと、取り組みを進めること。

3 新しい時代に向けた価値の創造

本市は、令和3年度に市制施行50周年を迎えることとなる。また、今後数年間はパルテノン多摩の改修工事、図書館本館の再整備工事の他、施設や都市基盤の整備・改修事業が数多く見込まれ、まちの姿が大きく変わっていくことが想定される。この機会を今までにないまちづくりの大きな転換点ととらえ、未来への投資として新たな時代に向けた価値の創造を図り、市の持続的な成長に資する施策を積極的に展開していくこと。

4 持続可能な行財政運営に向けた取り組みの推進

将来の世代に負担を先送りせず、時代の変化に柔軟に対応していける「持続可能な質の高い行財政運営」確立のため、「行財政運営手法の転換」、「都市基盤を含む公共施設等のマネジメント」、「内部改革の推進」の取り組みを、市民と協働しながら全庁一丸となって着実に進めること。

5 留意すべき事項

- (1) 市議会の予算決算特別委員会において実施された選定テーマに基づく事業評価の提案等について、その趣旨を斟酌のうえ、新年度の予算編成ほか今後の事業展開に活かすこと。併せて、監査委員からの厳しい指摘事項に留意し、歳入・歳出ともその根拠や内容を組織内で十分議論・確認し、年間の所要額を見通した適切な予算編成を行うこと。
- (2) 市民生活に影響する社会保障制度等、国や都による諸制度の改正動向に十分留意し、遺漏なきよう適切に対応すること。また、市の制度改正も含め、市民の理解を得られるよう手法等周知の工夫を図ること。
- (3) 都市基盤施設の整備・改修方法の検討を進め、都市計画税の有効な活用を図ること。併せて、広告の活用や民間・他機関との連携など、一般財源に依存しない手法による取り組みについて引き続き推進すること。
- (4) 各事業について、補助対象となる補助金等の有無に関する情報及び交付見込みを把握、確認するとともに、他部署での適用などを含め庁内で情報を共有し、積極的に新たな歳入確保に努めること。
- (5) 多摩市自治基本条例に基づくまちづくりを基本に、市民との対話・情報共有を進めるとともに、市民団体・NPOなどと様々な分野での協働を一層推進すること。

- (6) 行政評価と予算の連動の取り組みとして、評価結果に基づく施策の方向性を予算編成に反映すること。
- (7) 各事務事業の達成状況等を十分に分析・検証し、所期の目的を達成している事業や代替の方策により実施可能な事業については廃止・縮小を検討するなど、ビルドとスクラップの観点から精査・見直し等を行うこと。また、「行財政運営手法の転換」の観点から、民間活力の導入が可能でより効果的・効率的なものの検証や他自治体との共同実施など、行政の役割を再検証し、根本から手法を見直すこと。さらに、業務分析等による無駄や重複の排除、A I やR P A等 I C T技術の活用、弾力的な人員配置による業務執行体制の構築など、より効率的かつ正確な事務執行体制の確立を図ること。
- (8) 施設等の改修・整備及び物品の購入にあたっては、地球温暖化対策や廃プラスチックの削減など環境への影響を配慮するとともに、後年度のランニングコスト削減を十分に考慮した仕様とすること。
- (9) 上記のほか、令和元年8月30日付企画政策部長通知文書「令和2年度予算要求書の提出について（依頼）」を確認の上、進めること。